川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.１１

発行日　平成２８年５月１日

風薫る五月、皆様、いかがお過ごしでしょうか。４月１日には、障害者差別解消法も施行されました。障害のある人の思いを周りの人々にうまく伝え、この法律を活用したいと思います。皆様のエピソードも、ぜひ、お知らせください。

今年度も、よろしくお願いいたします。　（幸支部役員一同）

幸支部新年会（報告）

２月１９日（金）、さいわい健康福祉プラザ（旧福祉パル）２階研修室において、「幸支部新年会」を開催しました。当日は、結城会長、美和副会長、安達分室長、田部井氏をお迎えして、自己紹介、座談会、恒例のビンゴ大会を行いました。

結城会長からは、川崎市への当会の要望などについてお話がありました。その中でも、「地域生活における支援拠点を、各区に作ってもらえるように川崎市に働きかけていきたい。」との力強いごあいさつをいただきました。いろいろな機能を持たせた『拠点型施設』がどのように地域に根差していくのか、関心を持ちました。（詳細は、２ページをご覧ください。）

また、お招きした田部井氏の「きょうだいから見た成年後見制度」というテーマでの座談会では、『成年後見制度』について説明を受け、障害のある兄弟姉妹を持つ“きょうだい”の思いや本人の自立についてお話をいただきました。皆さん、メモを取りながら熱心に耳を傾けていらっしゃいました。（詳しい内容は、３ページをご覧ください。）

昼食をはさんでビンゴ大会で盛り上がったあと、角田幸支部長より平成３０年度に『手をつなぐ育成会関東甲信越大会川崎大会』が開催されることから、「皆様のご協力をお願いいたします。」と大会に向けての声掛けがあり、無事、閉会となりました。

熊本県熊本地方を震源とする地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

地域生活支援拠点について　Q&A

Q１,そもそも、どうして『地域生活支援拠点』を作ることになったの？

A１，　障害者総合支援法の附帯決議の中に､｢障害者の高齢化･重度化や『親亡き後』も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」というものがありました。

これを受けて、厚労省に『障害者の地域生活の推進に関する検討会』を設置。障害のある人の地域における居住支援のあり方を検討した結果、「相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり」の５つの機能を強化する方向が出されました。

その結果を踏まえ、社会保障審議会障害者部会で、「障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）」が示され、「第４期障害福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）の中に、市町村または圏域で「１か所」以上の整備を求めることになり、『地域生活支援拠点』を作ることになりました。

Q２,『地域生活支援拠点』には、どのようなものがあるの？

A２，　今、国が示しているものは、

①小さめの入所施設（最低定員 30 名）に機能併設タイプ
②大きめのグループホーム（最大 20 名）に機能併設タイプ
③既存の事業所の機能を強化して対応するタイプ

の３つですが、平成 25 年（2013 年）４月１日に施行された障害者総合支援法の３年後の見直しの中では、この他に、「単独型タイプ」という通所施設や単独短期入所を拠点とするタイプのものも提案されているようです。また、『地域生活支援拠点』には、その地域に住んでいる障害のある人達に必要な機能を持たせることができるとのことです。

Q３,川崎市の『地域支援生活拠点』の整備はどうなっているの？

A３，　**『地域支援生活拠点』**については、③既存の事業所の機能を強化して対応するタイプで整備するとのことですが、川崎市では、新たに、短期入所機能、及びボランティアの組織化、地域交流などの地域づくり機能を位置づけた、**拠点型施設***（宮前区に「まじわーる」平成 28 年１月開所、川崎区に「たじま」平成 28 年４月開所）を整備しました。

そして、川崎市第２期通所事業所整備計画では、中原区の平間配水所の再編に伴い用地を確保できたので、定員 80 名程度の生活介護事業所に 12 床程度の短期入所を併設した施設（平成 31 年度開所予定）を整備することになりました。また、この**拠点型施設***の方向については、『障害のある方が安心して生活できる、支え合いの地域づくりを推進する地域連携機能について、地域包括ケアシステム推進

ビジョンの取組状況や、川崎区・宮前区の拠点型施設での実践の検証を踏まえて、機能のあり方を検討する。』とのことです。

この**拠点型施設***が地域連携も重視している点で、先行して開設された二つの施設がどのように地域の皆さんとつながっていくのか、まだ、これからのことではありますが、その実績が気になるところです。**拠点型施設***が、真に地域とつながっていくために、私たちは何をしたらよいのか模索していく必要がありそうです。

（仁尾　智都子）

＊ **拠点型施設**の定義・・・**「日中活動の場」**、**「短期入所」**、**「地域連携の仕組みづくり」**の機能を併せ持つ施設

“きょうだい”から見た成年後見制度　～田部井氏のお話～

２月１９日の幸支部新年会で、全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会　会長の田部井恒雄氏をお迎えして、「成年後見制度」と“きょうだい”(1)の思いについて、お話を伺いましたので、簡単にご報告いたします。

１、「成年後見制度」について

「成年後見制度」は、　契約（親族がいないときには必要度が増す）、相続のときに必要になることが多いが、悪質な業者に騙されてしまうなどのトラブルから守るという使い方もある。報酬の負担、権利の制約など課題も多いので、本人の気持ちを代弁してくれるような人や法人を選ぶことが大事。また、後見支援計画（後見人等の受任後にこの計画を家庭裁判所に提出）を、本人や家族の意向を取り入れて作成し、長期的な見通しの下で支援計画と財産管理を行うようにする。財産は、被後見人等の生活がその人らしくできるように使う。

２、“きょうだい”として思うこと　（田部井氏の話　抜粋）

突然、いつも通りの自分の親との生活ができなくなってしまうような事態が起きた場合、一番、つらい思いをするのは障害のある本人です。普段から、短期入所（ショートステイ）を利用したり、ヘルパーさんと出かけたりなど、サービスを利用して、いつもと違った生活を体験して、その生活にも慣れておくことが大事だと思います。最初は、サービスを利用することが大変な時もあるかもしれませんが、何度も経験して居心地の良い場所（人）になるようにしておくとよいでしょう。親亡き後、障害のある本人を“きょうだい”に任せたいとの親の思いがあるもしれませんが、それぞれの生活があるので、なかなか、長い時間面倒をみるといったことは難しいものです。できれば、友だち作りや地域作りもしておくとより安心だと思います。

（１）　“きょうだい”・・・障害のある人がいる兄弟姉妹を“きょうだい”と表記しました。

「成年後見制度利用促進法」成立

４月８日、「成年後見制度利用促進法」が、衆院本会議で可決、成立しました。

この法律のポイントは、

◎ 後見人となる人材確保のため市民後見人への研修や情報提供を実施

◎ 家庭裁判所や関係機関の監督体制を強化

◎ 利用者増に向けた基本計画を策定し、内閣府に首相をトップとする会議を設置

◎ 医療や介護に関する後見人の権限拡大を検討

◎ 後見人に郵便物の開封や死亡後の手続き代行を認める

ということだそうです。少しずつでも安心して使える制度になっていってほしいと思います。この法律については、詳細がわかり次第、また、お伝えしていこうと考えていますが、何か、情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ、お知らせください。よろしくお願いいたします。　（仁尾　智都子）

幸のほっと❤スポット　File7　夢見ヶ崎動物公園

今回取材に行った４月の初旬は、例年通りお花見のグループでにぎわっていましたが、動物公園の主役は、桜だけではないのです。

昨年１１月３０日にラマの赤ちゃんが生まれました。赤ちゃんの名前を公募していたのでご記憶の方もいらっしゃると思います。半年足らずでこんなに大きくなって、お母さん（多分）にくっついて行動していたのが微笑ましかったです。→

ラマの親子

３歳のヤマシマウマのキララは、お母さんの故郷にお引越しだそうです。インドクジャクは妙に張り切って美しい羽根を全開にしてアピールしていました。私は、クジャクがこんなにサービスしてくれたのを見たのは初めてでした。

レッサーパンダ

←去年の６月に双子の赤ちゃんが誕生したシセンレッサーパンダは、薄明薄暮性という特殊な夜行性なので昼間はのんびりお休みタイムです。

夢見ヶ崎動物公園は、幸区民なら誰でも知っていると思いますが、何度行っても、その時にしか味わえない感動があります。無料で入れる公園は、いろいろな意味でほっとする場所ですよね。皆さんも久しぶりに夢見が崎に行ってみませんか？

※前回の文中で撮影日について「3 月 1 日」と記載しましたが、「3 月 11 日」の誤りでした。すみませんでした。お詫びして訂正させていただきます。　（髙山　君子）